

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間中の 校庭開放の実施について

この度の臨時休業におきまして、お子さまも保護者の皆様も感染拡大防止を踏まえ、お過ごしのことと思います。感染拡大防止対策について、ご理解ご協力いただきまして、ありがとうございます。

過日、文部科学省より臨時休業期間中の校庭開放の考え方が示されました。

また、横浜市教育委員会からも児童の健康保持、運動機会確保の必要性を鑑み、保健所の意見も聞き、感染拡大防止の措置等を講じた上で、引き続き校庭開放を可能とする連絡がございました。

本校では以上のことをふまえ、次の内容で校庭開放を実施することにいたしました。

1 対象児童

藤の木小学校に在籍する全児童（1年生～6年生）

※ただし、朝、家庭で健康観察、検温等を行い、体調が良好であると確認された児童に限る。

2 校庭開放日程・時間・参加対象児童

校庭開放を行う日時

令和2年4月20日（月）～5月1日（金） 10：15～10：45

※校庭開放は、緊急受け入れの中休みの時程に準じて実施させていただきます。

校庭利用希望者は、10：00～10：15に登校するようにしてください。

3 参加するにあたって

○ご家庭で保護者の方がお子様の健康状態を確認し、健康観察票に必要事項を記入し持たせてください。

受付にて、職員が健康状況を確認いたします。

健康観察票を忘れた場合や、熱（平熱より高い熱・微熱を含む）があつたり体調不良があつたりする場合は、参加できません（来校しても受付にて参加をお断りいたします）。

○できるだけ一人で登下校しないように、保護者の方の付き添いをお願いいたします。

○1年生の登下校については、保護者の方の付き添いをお願いいたします。

○緊急受け入れを行っているご家庭のお子様は、すでに、受け入れでご活用のご健康観察票を今回の校庭開でも、そのままご使用になれます。（朝、緊急受け入れの受付をした後は、特に手続きは不要です）

○校庭では、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないように配慮します。ご家庭でもお子様と校庭開放の過ごし方は、ご確認ください。

○ご家庭においても引き続き、手洗い、うがいの励行等、感染拡大防止のためのご協力をお願いいたします。

○今回の校庭開放は、通常の学校の休み時間の約束をもとに行います。ご承知おきください。

※自転車やキックボード等では学校にきません。また、ボール、ゲーム、カード等も持ってきません。

4 持ち物

健康観察カード

5 その他

雨天及び、グラウンド状態が不良の場合は、校庭開放は中止いたします。

その際は、9：00に決定し、保護者の皆様に、メール配信でお知らせいたします。